

平成 22 年度調査士試験(午後の部)を受験される皆様へ

「書籍(市販本)」の文言の一部読替えのお願い

東京法経学院

H22.1.25

平成 21 年度試験の出題基準日(4 月 1 日)の後になされた「不動産登記規則の一部改正」は、平成 22 年度試験では、当然、試験範囲となります。

以下、その概要とそれに対する本学院の対処をご案内いたします。

#### 1 「不動産登記規則」の一部改正について

平成 21 年 4 月 23 日付けで「不動産登記規則」の一部が改正されました。

従前の「主たる建物」、「主たる用途」という文言が、それぞれ「主である建物」、「主な用途」という文言に改正されました。今回の改正された条文は、以下のとおりです。

34 条 1 項 4 号, 81 条, 82 条 1 項 2 号, 83 条 1 項, 99 条, 113 条 1 項・2 項, 114 条

規則別表二の主たる建物の表示欄の項中「主たる」が「主である」に改正され、別表三の敷地権の目的たる土地の表示欄の項中「目的たる」が「目的である」に改正されました。

平成 22 年度試験では、出題の問題文、登記記録の記録、書式答案用紙等においては、従前の「主たる建物」、「敷地権の目的たる土地の表示」、「主たる用途」という文言は、それぞれ「主である建物」、「敷地権の目的である土地の表示」、「主な用途」と表現することになります。

#### 2 既刊の書籍(市販本)における文言の読替えのご案内

平成 22 年度対策で、本学院の既刊(平成 21 年度本試験までに発行)の書籍(市販本)で学習されている方々は、上記の 3 つの文言については、読み替えて学習していただくことをお願い致します。この改正により訂正、修正すべき箇所は膨大であるため、『訂正表』の作成は不可能ですので、大変恐縮ですが、それらの文言については、改正され文言に読み替えたり改正された文言で、申請書の「登記原因及びその日付」等を記載して下さい。宜しくお願い致します。

平成 22 年度試験向に平成 21 年 11 月より発行したものについては、すべて改正に基づく記述がなされています。なお、「合格指導教材」については、改訂された「新版」として発行されています(「申請マニュアル」「合格データベース」等)。

読替えが必要な書籍(市販本)

- ・「資料 不動産表示登記 改正基本通達&質疑応答・事項集」
- ・「新版 調査士合格ノートⅠ(不動産登記法編)〈改訂二版〉」
- ・「調査士書式合格演習ノートⅡ(建物・区分建物編)〈改訂版〉」
- ・「調査士「合格」実戦問題集〈改訂二版〉」
- ・「新版 調査士択一過去問マスターⅠ(民法／調査士法／不登・総論)〈第二版〉」
- ・「新版 調査士択一過去問マスターⅡ(不動産登記・各論編)〈第二版〉」